示

埼玉県告示第三十五号

び 足立北部土地改良区から当該役員に 住所について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 次のとおり 届出 が あっ 就任した者及び当該役員を退任 た。 第十八条第十六 項 の規定に した者の 氏名及 ょ り、

平成二十九年一月十三日

埼玉 県 知 上 田 清 司

就任

職名 氏 住

塚 埼玉 県鴻巣市宮前 四百 九 + 一番 地

二千三百 匝 十番 批

同 邊 同 田

同 政 士 同 同 田 五十三

同

元

宣

同

同

明用二百九十五

番

地

地

一番

地

地

同 治 男 同 同 谷千九百

同 春 男 同 同 荊 原二十六番

同 利 同 同 大芦千八 百二十六番 地

太 田 美津 隆 夫 男 同 同 同 同 箕田 糠田 百五十五番 千四百十二番

司 同 同 谷九百五番地

地

地

司 大芦千二百七番地三

退任

同

小 杉

信

同

Щ

同

監

名 氏 名 住

所

事 賀 元 宣 埼玉 八鴻巣市 明 用二百 九 十 五 番 地

渡 邊 春 秋 男 夫 同 同 同 同 荊原二十六番 糠田二千三百四十番地 地

克 夫 行 同 同 同 同 小 大芦千百二十番 谷二千三百三十五番地 地

塚 吉 同 同 宮 前 四百 九十 _ 番 地

同

同

鈴

同

同

同

政 士 同 同 田 五十三番地

同 同 同 同 大 芦 五 千五百五 +-八番地 五. 番地

監

事

哲 同 田 千四百 八百二十 八 十番 应 番 地 地

同

同 同